

競技注意事項（車いすレース用）

競技注意事項に加え、要項に記載してある新型コロナウイルス感染防止対策に関わる事項を理解のうえ参加をお願いします。

本大会は、World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の WPA 競技規則）及び大会申し合わせ事項により実施する。

1. コースと公認

本大会は、WA 認証コースで実施される世界パラ陸上競技連盟(WPA)公認大会である。IPC 登録者の記録は、WPA 世界記録、アジア記録、世界ランキングの対象となる。10 km の途中計時も完走者に関しては公認の対象となる。

2. ウォーミングアップ

本大会は、立川シティーハーフマラソンとの併催であるため車いすハーフマラソンのコースとなる滑走路は、一般ランナーもウォーミングアップに使用する。一般ランナーがスタートし駐屯地から外周路に出るまでは、車いす競技者は、滑走路中央部の引き込み路付近をウォームアップエリアとして使用する。一般ランナーが外周路に出た後は、滑走路をすべて使ったウォーミングアップが可能である。

3. 招集とスター時間

本大会のスタート時間時間は10時30分。招集所を設けず、スタート15分前となる10時15分にスタート地点に集合し、競技役員から点呼を受けるとともに車いすの仕様について車検を受けること。

4. アスリートビブス（ナンバーカード）

アスリートビブスは配布された形で着用しなければならず、切ったり折りたたんだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならないが、風通しをよくする目的で、文字や数字の部分避けて穴をあけることは可能とする。背用は車いすの後部に付けてよい。別途、支給するサイドナンバーはヘルメット正面に付ける。

5. ラインナップ

スタートラインは40mの幅がある。競技者はアスリートビブスの番号1から順にスタートラインの左から右に一列に整列する。

6. ヘルメットの着用

競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。

ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準(スネル規格 b-84/90/95、BSI6863、EN1078 等)を満たしていなければならない。

7. コースからの離脱

競技者は、トイレの利用など特別な理由がある場合、競技役員の許可を得て、かつその監督

下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。

8. ドラフティングの禁止

T52 の競技者が T53/54 を 5 m 以内の距離で追走する行為（ドラフティング）は禁止されている。違反の場合は失格の対象となる。

9. 妨害行為の禁止

競技者が走行中に他の競技者の走行を妨害した場合は失格の対象となる。追い抜き時の接触等については追い抜く側に責任がある。

10. 転倒時の介助

競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。

11. レース中の修理

競技中における車いす修理の援助は、競技役員にかぎり許可するが、修理に必要な器具等の提供、貸与は行わない。

12. レースの中止

医事的理由などにより、審判長から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

13. 下肢接地の禁止

競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面又はトラックに接触してはならない。

14. 制限時間

レースはスタート後、60 分で終了とする。スタート後 55 分が経過し、残り 1 周の地点を通過できない選手はレース中断となり、DNS(途中棄権)となる。

15. 車いす（レーサー）の仕様と車検

車いすについては、次のとおりとする。車いすはスタート地点で測定を受ける。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。下記の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、競技者が車いすを調整するためにスタートが遅れることがあってはならない。

- ① 車いすは 2 つの大きな車輪と 1 つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない。
- ② すべての車いすは、安全の目的から、機能的な（制動制御）ブレーキシステムを備えていなくてはならない。
- ③ 車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ているはならず、さらにフレームおよびその付属品の幅はリムの傾斜面より広くてはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは、50 cm 以内とする。
- ④ 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出ているはならない。

- ⑤ 後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んでそれぞれ70cm、50cmを超えてはならない。
- ⑥ 各大輪には平らで円形のプッシュリムをただ1つ付けることができる。ただし、この規則は選手受付時に実施するクラス分けの結果と技術代表の判断があれば、片腕で車いすを操作する競技者のためにこの規則を変更できる。
- ⑦ 車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーも使用してはならない。
- ⑧ 트랙及び道路競技ではミラーの使用を禁止する。
- ⑨ 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認める。
- ⑩ 競技者は前輪を手動で左右に動かすことができないなければならない。
- ⑪ フェアリングの使用又は空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。

16. 抗議と上訴

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所で直ちに抗議できる。競技後は、記録の公式発表から30分以内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。審判長の裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金（2万円）を添え、担当総務員を通じてジュリー（上訴審判）に申し立てを行う。

17. 撮影機器について

競技者は、競技区域内に小型カメラ、携帯電話等の撮影が可能な機器（静止画、動画問わず）を持ち込んではならない。競技区域内とは、ウォーミングアップ区域及びコースからフィニッシュエリアまでの区域を指す。従って、撮影機器の車いすへの搭載は許可を得た場合を除き認めない。

18. ドーピング・コントロール・テスト

- ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- ② 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
- ③ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ④ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
- ⑤ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認のこと。